



鳥取県公報

平成 23 年 12 月 20 日(火)
号外第 1 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (60) (人事企画課) 6
	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関する条例の一部を改正する条例 (61) (〃) 15
	鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例 (62) (水・大気環境課) 17
	鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例 (63) (景観まちづくり課) 20
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (64) (産業振興総室) 21
	鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (65) (道路企画課) 22
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (66) (会計指導課) 24
	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (67) (警察本部警務課) 30

==== 公布された条例のあらまし ====

◇職員給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

医療職給料表の(1)の適用を受ける職員以外の給料月額を0.6%引き下げる。

- (2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

給料表の切替えに伴う経過措置による給料の額についても、(1)に準じた改正を行う。

- (3) 施行期日は、平成24年1月1日とする。

◇鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員に準じ、知事等の特別職の職員及び教育長の給与の改定を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

知事等の特別職の職員の報酬又は給料の額を0.6パーセント引き下げる。

- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

給料の額を月額73万5,000円（現行 73万9,000円）の範囲内とする。

- (3) 施行期日は、平成24年1月1日とする。

◇鳥取県公害防止条例の一部改正について

1 条例の改正理由

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部が改正され、ばい煙量等の測定結果の記録保存の義務付け等が行われたことに伴い、同法の対象とはならないばい煙排出者についても同様の義務を課す等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) ばい煙排出者及び排水を排出する者に対し、ばい煙量等又は排水の汚染状態の測定結果の記録の保存を義務付ける。

- (2) 汚水関係特定事業場の設置者等に対し、水質事故時における応急の措置及び知事への届出を義務付けるとともに、当該応急の措置を講じていないと認められる汚水関係特定事業場の設置者等に対して当該応急の措置を講ずるよう命ずることができることとする。

- (3) (1)の義務及び(2)の応急の措置の命令に違反した者に対する罰則を新たに設けるとともに、ばい煙関係特定施設となった際の届出義務等の違反に対する罰則を引き上げる。

- (4) その他所要の規定の整備を行う。

- (5) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

景観行政団体である鳥取市が景観計画に即して屋外広告物の規制を行うことができるよう、屋外広告物に関

する条例の制定等の権限を移譲する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正

広告物等の規制を行う条例の制定及び改廃に関する事務は、鳥取市が処理することとする。

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

鳥取県屋外広告物条例に基づく事務を処理する市町村から鳥取市を除く。

(3) 施行期日は、規則で定める日とする。

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業に対する助成を拡充する。

2 条例の概要

(1) 企業立地事業のうち職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係るものを実施する者に交付する補助金の額の算定において、投下固定資産額に乗じる割合を100分の30（現行 100分の20）とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路法施行令の一部が改正され、食事施設等が道路占用許可対象物件として追加されたことに伴い、県が管理する道路における当該物件の占用料の額を定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに占用料を徴収する。

占用物件		単位	占用料の額			
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額	

備考 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県立保育専門学院及び鳥取県立看護師等養成施設における履修状況等を証する書類の交付事務について新たに手数料を徴収するとともに、介護支援専門員証の再交付等に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 鳥取県立保育専門学院に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付 1件につき420円

イ 鳥取県立看護師等養成施設に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付 1件につき420円

(2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	金額	
		現行	改正後
ア 介護支援専門員証の再交付	1件につき	1,100円	1,200円
イ 介護老人保健施設の開設の許可	1件につき	63,000円	64,000円
ウ 動物取扱業の登録	1件につき	11,000円	15,000円
エ 動物取扱業の登録の更新	1件につき	8,000円	12,000円
オ 家畜人工授精講習会の実施	1件につき	17,160円	18,000円
カ 雌牛の体内からの受精卵の採取	1件につき	43,000円	43,900円
キ 家畜の検査			
(ア) 馬伝染性貧血	1件につき	1,200円	1,300円
(イ) ヨーネ病のうち酵素免疫測定法	1件につき	630円	680円
ク 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	1件につき	2,000円	2,200円
ケ 教育職員の旧免許状所持現職教員に係る免許状更新講習の修了確認期限の延期	1件につき	2,000円	2,200円

(3) 次のとおり政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額を改める。

事務の区分	金額	
	現行	改正後
少額領収書等の写しの開示	開示の請求に係る手数料 300円	徴収しない。
開示の実施に係る手数料	閲覧 少額領収書等の写し100枚までごとにつき100円	徴収しない。
	CDに複写したものの交付 CD 1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	CD 1枚につき30円
	DVDに複写したものの交付 DVD 1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	DVD 1枚につき50円
収支報告閲覧対象文書の写しの交付	CDに複写したものの交付 CD 1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	CD 1枚につき30円
	DVDに複写したものの交付 DVD 1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	DVD 1枚につき50円

(4) 危険物取扱者免状及び消防設備士免状の書換え交付のうち本籍地等の書換えに係るものについて、これらの免状の交付又は再交付と同時に行う場合には、手数料を徴収しないこととする。

(5) 豚コレラ、炭疽等の家畜伝染病のまん延の防止のために行う家畜に対する注射、薬浴及び投薬並びにこれらの事務を行った旨の証明書の交付に係る手数料を廃止する。

- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、公布日とする(4)を除き、平成24年4月1日とする。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 警察職員が東日本大震災の被災地において行う災害警備、遭難救助、死体取扱作業等の特殊性に鑑み、これらの作業に従事した場合の災害応急手当及び死体取扱手当の特例を設ける。
- (2) 2以上の死体を取り扱う作業の不快さに鑑み、死体取扱手当の額を改めるとともに、緊急な呼出しを受けてこれらの作業に従事する場合の死体取扱手当の特例を定める。

2 条例の概要

- (1) 東日本大震災の被災地で1日に10体以上の死体を取り扱った場合及び災害警備等の作業に従事した場合における死体取扱手当及び災害応急手当の額は、通常額の2倍とする。
- (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内、警戒区域内等において作業に従事したときは、特例として災害応急手当を支給する。
- (3) 死体取扱手当の額の算定単位を死体の体数（現行 従事した日数）とする。
- (4) 緊急な呼出しを受けて作業に従事した場合に加算される手当の対象に死体取扱手当を加える。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする(3)及び(4)並びにウを除き、公布日とする。
 - イ (1)及び(2)は、平成23年3月11日から適用する。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち<u>次の各号に掲げる者の給料月額</u>は、同表に定める給料月額にそれぞれ<u>当該各号に定める割合</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が1級又は2級である者</u> 1,000分の994</p> <p>(2) <u>職務の級が3級から5級までである者</u> 1,000分の959</p> <p>(3) <u>職務の級が6級から9級までである者</u> 1,000分の931</p> <p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p>	<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、<u>その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) <u>を給料月額</u>とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が3級から5級までである者</u> 1,000分の965</p> <p>(2) <u>職務の級が6級から9級までである者</u> 1,000分の936</p> <p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p>

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者
1,000分の994
- (2) 職務の級が4級から6級までである者
1,000分の959
- (3) 職務の級が7級から9級までである者
1,000分の931

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級24号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が1級）である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の959

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

- (1) 職務の級が4級から6級までである者
1,000分の965
- (2) 職務の級が7級から9級までである者
1,000分の936

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの（再任用職員にあっては、職務の級が2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

- (1) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の965

(3) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の931

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級36号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級）である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の931

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の936

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの（再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の965

(2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の936

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り

(1) 職務の級が1級である者 1,000分の994

(2) 職務の級が2級又は3級である者
1,000分の959

(3) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の931

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が1級又は2級)である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の931

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたとき

上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級が2級又は3級である者
1,000分の965

(2) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の936

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の936

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合

<p>は、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) <u>職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級)である者</u> <u>1,000分の994</u></p> <p>(2) <u>職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで)である者</u> <u>1,000分の959</u></p> <p>(3) <u>職務の級が6級又は7級である者</u> <u>1,000分の931</u></p>	<p>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。</p> <p>(1) <u>職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで)である者</u> <u>1,000分の965</u></p> <p>(2) <u>職務の級が6級又は7級である者</u> <u>1,000分の936</u></p>
<p>別表第6 海事職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が1級又は2級である者</u> <u>1,000分の994</u></p> <p>(2) <u>職務の級が3級又は4級である者</u> <u>1,000分の959</u></p> <p>(3) <u>職務の級が5級である者</u> <u>1,000分の931</u></p>	<p>別表第6 海事職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が3級又は4級である者</u> <u>1,000分の965</u></p> <p>(2) <u>職務の級が5級である者</u> <u>1,000分の936</u></p>

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">399,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">461,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">524,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">610,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">711,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">812,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">329,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">367,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">396,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p>	号給	給料月額	1	399,000円	2	461,000円	3	524,000円	4	610,000円	5	711,000円	6	812,000円	号給	給料月額	1	329,000円	2	367,000円	3	396,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">385,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">445,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">506,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">589,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">686,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">784,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">318,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">354,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">382,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p>	号給	給料月額	1	385,000円	2	445,000円	3	506,000円	4	589,000円	5	686,000円	6	784,000円	号給	給料月額	1	318,000円	2	354,000円	3	382,000円
号給	給料月額																																												
1	399,000円																																												
2	461,000円																																												
3	524,000円																																												
4	610,000円																																												
5	711,000円																																												
6	812,000円																																												
号給	給料月額																																												
1	329,000円																																												
2	367,000円																																												
3	396,000円																																												
号給	給料月額																																												
1	385,000円																																												
2	445,000円																																												
3	506,000円																																												
4	589,000円																																												
5	686,000円																																												
6	784,000円																																												
号給	給料月額																																												
1	318,000円																																												
2	354,000円																																												
3	382,000円																																												

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用</p>

された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。

号給	給料月額
1	376,000円
2	426,000円
3	479,000円
4	545,000円
5	622,000円
6	728,000円
7	852,000円

2～6 略

された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	363,000円
2	411,000円
3	462,000円
4	526,000円
5	600,000円
6	703,000円
7	822,000円

2～6 略

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（<u>次の各号に掲げる職員</u>にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額））に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、そ</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（<u>行政職給料表の適用を受ける職員</u>でその職務の級が3級から5級までであるもの（以下この条において「行政職5級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの）にあっては、当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を、行政職給</p>

<p>の差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級又は2級であるもの（以下この条において「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）でその職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の994</u></p> <p>(2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの（以下この条において「行政職5級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の959</u></p> <p>(3) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの（以下この条において「行政職6級以上職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の931</u></p> <p>(4) <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員又は行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の965</u></p> <p>2及び3 略 第8条～第18条 略</p>	<p>料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの（以下この条において「行政職6級以上職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2及び3 略 第8条～第18条 略</p>
--	---

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略 （職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）</p> <p>5 前3項の規定の適用を受ける職員（切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に<u>1,000分の994を乗じて得た額（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。</u>以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>6及び7 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略 （職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）</p> <p>5 前3項の規定の適用を受ける職員（切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額（以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>6及び7 略</p>

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前				
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）				
区分		報酬又は給料の額	区分		報酬又は給料の額		
知事		月額 <u>1,200,000円</u>	知事		月額 <u>1,207,000円</u>		
副知事		月額 <u>895,000円</u>	副知事		月額 <u>900,000円</u>		
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>		
	委員（教育長 である者を除 く。）	月額 <u>155,000円</u>		委員（教育長 である者を除 く。）	月額 <u>156,000円</u>		
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,800円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>26,000円</u>		
	委員	日額 <u>21,900円</u>		委員	日額 <u>22,000円</u>		
監査委員	常勤の監査委 員	月額545,000円を超え ない範囲内において 知事が定める額	監査委員	常勤の監査委 員	月額548,000円を超え ない範囲内において 知事が定める額		
	非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員		月額 <u>88,000円</u>	非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員	月額 <u>89,000円</u>
		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員		月額 <u>227,000円</u>		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員	月額 <u>228,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>		
	委員	月額 <u>155,000円</u>		委員	月額 <u>156,000円</u>		
労働委員会	会長	月額 <u>190,000円</u>	労働委員会	会長	月額 <u>191,000円</u>		

の委員	公益委員	月額 <u>155,000円</u>	の委員	公益委員	月額 <u>156,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>134,000円</u>		使用者委員及び労働者委員	月額 <u>135,000円</u>
収用委員会 の委員	会長	日額 <u>25,800円</u>	収用委員会 の委員	会長	日額 <u>26,000円</u>
	委員	日額 <u>21,900円</u>		委員	日額 <u>22,000円</u>
海区漁業調 整委員会の 委員	会長	日額 <u>16,900円</u>	海区漁業調 整委員会の 委員	会長	日額 <u>17,000円</u>
	委員	日額 <u>14,900円</u>		委員	日額 <u>15,000円</u>
内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	日額 <u>16,900円</u>	内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	日額 <u>17,000円</u>
	委員	日額 <u>14,900円</u>		委員	日額 <u>15,000円</u>
公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員	月額 <u>155,000円</u>		委員	月額 <u>156,000円</u>
専門委員		日額 <u>14,900円以内</u>	専門委員		日額 <u>15,000円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委 員その他の構成員		日額 <u>10,100円以内</u>	附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委 員その他の構成員		日額 <u>10,200円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,900円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>15,000円</u>
略			略		

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万5,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3及び4 略	（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万9,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3及び4 略

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 規制</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 水質の汚濁に関する規制（第33条—<u>第45条の2</u>）</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第25条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第26条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しな<u>ければ</u>ならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 規制</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 水質の汚濁に関する規制（第33条—<u>第45条</u>）</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第25条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合におい<u>て、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第26条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかな<u>ければ</u>ならない。</p>

(排出基準)

第34条 略

2 前項の排出基準は、前条第2項第1号ア及び第2号アに規定する物質（以下この項及び第45条の2第1項において「有害物質」という。）による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同項第1号イ及び第2号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(排出水の汚染状態の測定等)

第44条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 略

(特定汚水等の地下浸透の禁止)

第45条 工場又は事業場の設置者は、地下浸透方式により、カドミウムその他の人の健康を損なうおそれがある物質又は人の生活に密接な関係のある動植物の生育を阻害するおそれがある物質で規則で定めるものを含む汚水又は廃液（以下この条及び次条第2項において「特定汚水等」という。）を処理してはならない。

2及び3 略

(事故時の措置)

第45条の2 汚水関係特定事業場の設置者は、当該汚水関係特定事業場において、汚水関係特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水又はその汚染状態が第33条第2項第1号イ及び第2号イに規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該汚水関係特定事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水又は当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 工場又は事業場の設置者は、当該工場又は事業場において、特定汚水等を処理する施設の破損その他の事故が発生し、特定汚水等が当該工場又は事業場から地下に浸透したときは、直ちに、引き続き特定

(排出基準)

第34条 略

2 前項の排出基準は、前条第2項第1号ア及び第2号アに規定する物質（以下この項において「有害物質」という。）による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同項第1号イ及び第2号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(排出水の汚染状態の測定等)

第44条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 略

(特定汚水等の地下浸透の禁止)

第45条 工場又は事業場の設置者は、地下浸透方式により、カドミウムその他の人の健康をそこなうおそれがある物質又は人の生活に密接な関係のある動植物の生育を阻害するおそれがある物質で規則で定めるものを含む汚水又は廃液（以下この条において「特定汚水等」という。）を処理してはならない。

2及び3 略

<p><u>汚水等の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>知事は、汚水関係特定事業場の設置者その他の工場又は事業場の設置者が前2項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対して、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</u></p> <p>第64条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) <u>第31条、第45条第2項又は第45条の2第3項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>2 略</p> <p>第66条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は<u>20万円以下</u>の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 (3) <u>第26条又は第44条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者</u></p>	<p>第64条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) <u>第31条又は第45条第2項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>2 略</p> <p>第66条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、<u>10万円以下</u>の罰金に処する。 (1)及び(2) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第63号

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等) 第23条 <u>法第28条の規定に基づき</u> 、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、 <u>鳥取市及び倉吉市</u> が処理することとする。 2 <u>鳥取市及び倉吉市の区域</u> については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。	(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等) 第23条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務(<u>倉吉市の区域に係るものに限る。</u>)は、倉吉市が処理することとする。 2 倉吉市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事 務</th> <th style="width: 50%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略</td> <td><u>米子市、境港市及び各町村</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村等	略		33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略	<u>米子市、境港市及び各町村</u>	略		別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事 務</th> <th style="width: 50%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略</td> <td><u>各市町村(倉吉市を除く。)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村等	略		33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略	<u>各市町村(倉吉市を除く。)</u>	略	
事 務	市町村等																
略																	
33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略	<u>米子市、境港市及び各町村</u>																
略																	
事 務	市町村等																
略																	
33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略	<u>各市町村(倉吉市を除く。)</u>																
略																	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第64号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
（補助金の交付等） 第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。			（補助金の交付等） 第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。		
1	企業立 地事業補 助金	略 （7）企業立地事業（職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係るものに限る。）を実施する者 投下固定資産額に <u>100分の30</u> を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）	1	企業立 地事業補 助金	略 （7）企業立地事業（職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係るものに限る。）を実施する者 投下固定資産額に <u>100分の20</u> を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
略			略		
2～8 略			2～8 略		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業に係る企業立地事業補助金の額は、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第65号

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後							改 正 前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
区分	単位	占用料				区分	単位	占用料					
		金額						金額					
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用				非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用			
市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域				
略							略						
政令 第7 条第 6号 に掲 げる 施設	上空、 トンネ ルの上 又は高 架の道 路の路 面下に 設ける もの その他 のもの	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	A に 0.014 を乗じ て得た 額	A に 0.018 を乗じ て得た 額	A に 0.0147 を乗じ て得た 額	A に 0.0189 を乗じ て得た 額	略	略	略	略	略	略	略
政令 第7 条第 7号 に掲 げる 施設	略	略	Aに0.025を乗 じて得た額		Aに0.02625を 乗じて得た額		略	略	略	略	略	略	略

政令 第7 条第 9号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物			政令 第7 条第 8号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物		占 用 面 積 1 平 方メ ー ト ル に つ き 1 年
政令第7条 第10号に掲 げる器具		政令第7条 第9号に掲 げる器具	占 用 面 積 1 平 方メ ー ト ル に つ き 1 年		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第66号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（11の4） 略</p> <p>（12） 介護保険法第69条の7第1項若しくは第5項又は第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 介護支援専門員証の再交付 1件につき <u>1,200円</u></p> <p>エ及びオ 略</p> <p>（12の2）及び（12の3） 略</p> <p>（13） 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 1件につき <u>64,000円</u></p> <p>（13の2）～（15の4） 略</p> <p>（15の5） 鳥取県立保育専門学院における成績証明書、<u>指定保育士養成施設卒業証明書その他の事実を証する書類</u>の交付であって、現に同学院に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（11の4） 略</p> <p>（12） 介護保険法第69条の7第1項若しくは第5項又は第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 介護支援専門員証の再交付 1件につき <u>1,100円</u></p> <p>エ及びオ 略</p> <p>（12の2）及び（12の3） 略</p> <p>（13） 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 1件につき <u>63,000円</u></p> <p>（13の2）～（15の4） 略</p> <p>（15の5） 鳥取県立保育専門学院における成績証明書<u>又は指定保育士養成施設卒業証明書</u>の交付であって、現に同学院に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円</p>

(16)～(24) 略

(24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書、卒業証明書その他の事実を証する書類の交付であって、現に同施設に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円

(25)～(111) 略

(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録 1件につき15,000円

(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新 1件につき12,000円

(111の4)～(122) 略

(123) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第34条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 危険物の規制に関する政令第33条第1号から第4号までに掲げる事項の書換え（第116号又は次号に掲げる事務と併せて行う書換えを除く。）に係るもの 1件につき700円

イ 略

(124) 略

(125) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の5の規定に基づく消防設備士免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 消防法施行令第36条の4第1号から第4号までに掲げる事項の書換え（第120号又は次号に掲げる事務と併せて行う書換えを除く。）に係るもの 1件につき700円

イ 略

(126)～(215) 略

(216) 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 家畜人工授精に関する講習会 1件につき18,000円

イ及びウ 略

(217)～(221) 略

(222) 雌牛の体内からの受精卵の採取 1件につき43,900円

(223) 略

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項

(16)～(24) 略

(24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書又は卒業証明書の交付であって、現に同施設に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円

(25)～(111) 略

(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録 1件につき11,000円

(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新 1件につき8,000円

(111の4)～(122) 略

(123) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第34条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 危険物の規制に関する政令第33条第1号から第4号までに掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき700円

イ 略

(124) 略

(125) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の5の規定に基づく消防設備士免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 消防法施行令第36条の4第1号から第4号までに掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき700円

イ 略

(126)～(215) 略

(216) 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 家畜人工授精に関する講習会 1件につき17,160円

イ及びウ 略

(217)～(221) 略

(222) 雌牛の体内からの受精卵の採取 1件につき43,000円

(222の2) 略

(223) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項

の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア及びイ 略

ウ 馬伝染性貧血 1件につき1,300円

エ〜カ 略

キ ヨーネ病

(ア) 酵素免疫測定法による検査 1件につき680円

(イ) 略

ク 略

(225) 家畜伝染病予防法第8条(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(同法第4条の2第3項の規定に基づく家畜の検査及び同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。)を行った旨の証明書の交付 1件につき400円

(226)〜(319の2) 略

(319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき2,200円

(320)〜(320の3) 略

(320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期 1件につき2,200円

(320の5)〜(326) 略

の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア及びイ 略

ウ 馬伝染性貧血 1件につき1,200円

エ〜カ 略

キ ヨーネ病

(ア) 酵素免疫測定法による検査 1件につき630円

(イ) 略

ク 略

(224) 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射、薬浴又は投薬 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 注射

(ア) 豚コレラ 1件につき120円

(イ) 炭疽 1件につき170円

(ウ) 豚の流行性脳炎 1件につき190円

(エ) 気腫疽 1件につき270円

(オ) 牛流行熱 1件につき440円

(カ) イバラキ病 1件につき450円

(キ) ニューカッスル病 1件につき5円

(ク) 豚丹毒 1件につき150円

(ケ) アカバネ病 1件につき1,100円

(コ) オーエスキー病 1件につき210円

(サ) その他のもの 1件につき1,100円

イ 薬浴 1件につき200円

ウ 投薬 1件につき670円

(225) 家畜伝染病予防法第8条(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(同法第4条の2第3項の規定に基づく家畜の検査及び同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。)注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 1件につき400円

(226)〜(319の2) 略

(319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき2,000円

(320)〜(320の3) 略

(320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期 1件につき2,000円

(320の5)〜(326) 略

(327) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項又は第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示

ア 開示請求に係る手数料 当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体（政治資金規正法第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体をいう。以下同じ。）の少額領収書等の写しにつき300円

イ 開示の実施に係る手数料 開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき、次に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、それぞれに定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号において「基本額」という。）。ただし、基本額（政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同令第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

（ア） 閲覧 少額領収書等の写し100枚までごとににつき100円

（イ） 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円

（ウ） 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

（エ） 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写

(327) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 用紙1枚につき10円

イ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき30円

ウ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

したもの交付 光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(オ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 フレキ

<p><u>イ</u> 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき<u>30円</u></p> <p><u>ウ</u> 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき<u>50円</u></p> <p>2 略</p>	<p><u>シブルディスクカートリッジ 1 枚につき30円に収支報告閲覧対象文書 1 枚ごとに10円を加えた額</u></p> <p><u>ウ</u> 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき<u>50円に収支報告閲覧対象文書 1 枚ごとに10円を加えた額</u></p> <p><u>エ</u> 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき<u>90円に収支報告閲覧対象文書 1 枚ごとに10円を加えた額</u></p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第123号及び第125号の改正規定は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第67号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(死体取扱手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>取り扱った死体1体につき</u>1,600円</p> <p>3 略</p> <p>(緊急な呼出し時における特例)</p> <p>第22条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、<u>第8条第1項</u>、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、<u>第8条第2項若しくは第3項</u>、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。</p> <p>附 則</p>	<p>(死体取扱手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>作業に従事した日1日につき</u>1,600円</p> <p>3 略</p> <p>(緊急な呼出し時における特例)</p> <p>第22条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例に基き、公安委員会規則又は人事委員会規則が制定実施されるまでの間は、なお従前の例に</u></p>

よる。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)

2 職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災地において第8条第1項第2号の作業に従事した場合における同条第2項及び第3項の規定の適用については、平成24年3月31日までの間、同条第2項第2号中「1,600円」とあるのは「1,600円（取り扱った死体の数が10体以上であった日については、3,200円）」と、同条第3項中「前項第2号」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用する前項第2号」とする。

(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)

3 職員が東日本大震災の被災地において第18条第1項第3号又は第4号の作業に従事した場合における同条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第3号中「840円」とあるのは「1,680円」と、同条第3項第1号中「前項第3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用する前項第3号」とする。

4 職員が東日本大震災の被災地において第18条第1項第3号又は第4号の作業に引き続き5日以上従事した場合の同項の手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第2項第3号に定める額に、その額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

(2) 前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により警戒区域に設定された区域（警戒区域が設定されるまでの間の当該区域を含む。）において行う作業

(3) 前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定に

<p><u>より読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により避難のための立退き又は計画的な立退きを指示された区域（指示があるまでの間の当該区域を含む。）において行う作業</u></p> <p><u>(4) 第2号に規定する区域の周辺の区域であつて、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により屋内への退避を指示された区域（指示があるまでの間の当該区域を含む。）において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）</u></p> <p>6 <u>前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 5,000円</u></p> <p><u>(2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）</u></p> <p><u>(3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）</u></p> <p><u>(4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）</u></p> <p><u>(5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円</u></p> <p><u>(6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円</u></p> <p><u>(7) 前項第4号の作業 2,500円</u></p> <p>7 <u>職員が1日に前項各号の2以上の作業に従事した場合は、これらの作業のうち手当の額が最も高いものみに従事したものとみなす。</u></p>
--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項第2号及び第22条の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第2項から第7項までの規

定は、平成23年3月11日から適用する。

(手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 平成24年4月1日前に警察職員の特殊勤務手当に関する条例第8条第1項第2号の作業に従事した職員に支給する死体取扱手当の額は、新条例第8条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。